

# 令和3年度情報公開・個人情報保護制度に基づく 実施状況及び運用状況について

## 第1 令和3年度情報公開制度に基づく公文書開示の実施状況概要

福島市は市が保有する情報の提供を促進し、市民のみなさんの市政に対する信頼の確保と市政への市民参加を推進することを目的として、平成10年10月1日に福島市情報公開条例を施行しました。

この条例では第20条に「毎年1回…公文書の開示の実施状況をとりまとめ、公表するものとする」と定めています。本概要は、この規定に基づき令和3年度分の実施状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

(単位：件)

請求件数	公文書件数	決定区分等(年度内処理分)				
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
413	489	194	139	68	—	8

※1 請求書が1通であっても複数の所管課等にわたる場合は、分割して計上しています。

2 決定区分等の合計は、前年度に請求があり令和3年度に決定されたものも含まれます。  
また、令和4年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。

### 2 請求者の状況

(単位：人)

1 市内に住所がある人	2 市内に事務所・事業所等を持っている法人等	3 その他市外の人
141	100	172

※延べ人数

### 3 不開示の理由

開示請求のうち不開示又は部分開示となったものの、不開示の理由別内訳は次のとおりです。  
個人情報、公共安全情報に係る理由が多くなっております。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には重複して計上しています。

(単位：件)

法令秘情報(9条1号)	個人情報(9条2号)	法人等情報(9条3号)	公共安全情報(9条4号)	国等協力関係情報(9条5号)	意思形成過程情報(9条6号)	事務事業執行情報(9条7号)	適用除外文書(17条)
3	89	29	55	3	4	17	—

※延べ件数

#### 4 不開示処分等に対する審査請求

実施機関の決定に不服がある場合に行われる、審査請求の状況は次のとおりです。

(単位：件)

審査請求	行政不服審査会					
	却下	認容	取下げ	諮問	答申	諮問後取下げ
9	1	4	-	4	3	-

※1 令和3年度に処理を行った件数になります。審査請求があっても諮問や答申等が次年度になる場合もあるため審査請求件数と諮問や答申等の件数は一致しません。

2 却下は、審査請求が不適法であることを理由に審査請求を却下したものの。

3 認容は、審査請求には理由があるとして開示を認めたもの。

4 行政不服審査会は、審査請求があった場合に、諮問を受けてその内容について審議する市の附属機関。

#### 5 市民情報室情報提供処理状況

閲覧件数（件）	情報提供	
	写し枚数（枚）	有償頒布（冊）
105	2,590	159

## 第2 令和3年度個人情報保護制度の運用状況

福島市は、個人の権利利益を保護することを基本理念とし、平成13年10月1日に、福島市個人情報保護条例を施行しました。

条例第35条に「毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。」と規定されており、これに基づき令和3年度分の運用状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの自己情報の開示請求件数及び令和3年度に実施機関が行った開示・不開示等の処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

自己情報 開示請求	決定区分等（年度内処理分）					自己情報 訂正請求	決定区分等	
	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ		訂正	不訂正
179	22	53	88	-	2	5	-	5

※決定区分等の合計は、前年度に請求があり令和3年度に決定されたものも含まれます。また、令和4年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。